

薬だつ知識

皆さんが薬局で処方箋を渡した際に、薬剤師が書類を広げて電話している場面に遭遇したことはないでしょうか。それはもしかしたら「疑義照会」をしているのかもしれない。

疑義照会とは医薬品の安全な使用を指導する薬剤師にとって重要な仕事の一つです。医師が記載した処方の内容について不明な点や、患者さんとの会話の中で生じた疑問点などについて処方医へ問い合わせて確認することです。

例えば薬どうしの飲み合わせが悪い場合はもちろんですが、今まで飲んでいた薬でも、腎臓や肝臓の数値が悪くなることで同じお薬が使えなくなる場合や、量を調節しなければならなくなることがあります。

また、薬の形や大きさが飲めないものが

安全のため処方医に確認

52 疑義照会

あるときにも、飲みやすい形に変更してもらえないか問い合わせる提案することがあります。かかりつけ医とは別の病院に通ったことで薬が重複して処方されてしまうことも。

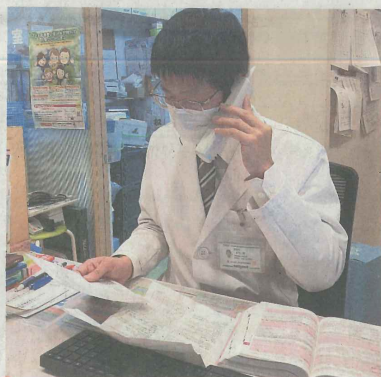
疑義照会を行うためには薬自体に対する専門的な知識はもちろんですが、患者さん自身の情報も必要になります。

信頼できる薬局や薬剤師をかかりつけにすることで、検査値・服薬中のお薬全般・副作用情報を一元的に管理してもらうことができます。患者さん本人にとって、より安全に治療を受けることができるようになります。

本来であればスムーズにお薬をお渡しすることがベストですが、疑義が発生した場合は患者さんのためにも照会は必須です。

今後もし、処方箋を薬局へ持って行った際に「薬のことで先生に確認が必要なので、お待ちください」と声をかけられることがあれば、薬の安全な使用のためと理解し、時間を割いてもらえたらと思います。

(鹿児島県薬剤師会 療安全委員会・水間潤)



患者が安心して治療を続けるためにも、疑義照会は欠かせない

「薬だつ知識」は毎月第2金曜日に掲載します。

くらし面への投稿、意見は〒890-8603 南日本新聞社文化生活部（住所不要）、電話099(813)5133、ファクス099(813)5180、メールkurashi@373news.com

「令和4年2月11日（52.疑義照会）」